

第15回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年7月5日(水)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 16名
 - 1番 保坂正雄
 - 2番 石渡正明
 - 3番 切替三夫
 - 4番 奥野元好
 - 5番 地引正和
 - 6番 注連野千佳代
 - 7番 有原敏夫
 - 8番 若林豊
 - 9番 渡邊美代子
 - 10番 露崎春雄
 - 11番 山口武夫
 - 12番 中川喜一郎
 - 13番 小泉勝彦
 - 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫
 - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 なし
- 6 農林振興課職員 1名
篠原主査
- 7 出席事務局職員 4名
菊池事務局長 齊藤主幹 高品主査 石井副主査
- 8 傍聴人 1名

◎開 会

平成29年7月5日午後3時00分 開会

○事務局長（菊池 博君） それでは、皆さん、きょうは総会の前に現地確認のほうありがとうございました。引き続きではございますが、総会のほう始めさせていただきます。

それでは、地引会長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（地引正和君） 皆さん、こんにちは。大変お暑い中をご苦労さまでございます。本来であれば台風一過でもう少しからっと晴れるようなのですが、まだ湿気が多くて暑い夏になるということで、それでも被害がないようで大変助かっております。

本日は、いろいろ案件ございますけれども、どうぞお願いします。

○事務局長（菊池 博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。総会の議長は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、地引会長、よろしくをお願いいたします。

○議長（地引正和君） 会議に先立ちまして、本会議における傍聴人の方には、お手元の傍聴要領を読み上げますので、会議の進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。

では、事務局長よりお願いします。

○事務局長（菊池 博君） それでは、読み上げさせていただきます。

傍聴要領、1、傍聴する場合の手続。氏名、電話番号等を別紙に記入してください。

2、会議を傍聴するに当たって守っていただく事項でございます。（1）、傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。

（2）、会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。

（3）、会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。

（4）、会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。

（5）、会議場において、飲食及び喫煙はしないでください。

（6）、会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、鉢巻き、腕章等を着用しないでください。

（7）、会議場においては、携帯電話、ラジオ等の電源を切ってください。

（8）、その他会議の支障となる行為はしないでください。

3、傍聴者が2の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

以上です。お願いします。

○議長（地引正和君） ただいまより第15回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中16名出席でございますので、会議は成立しております。

◎議事録署名人の指名

○議長（地引正和君） 次に、日程第1、議事録署名人の指名を行います。

2番、石渡正明委員、15番、関根芳夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成29年6月16日付で提出がありました。内容は、神納在住の個人が同一世帯内の父親から贈与により農地の所有権を移転しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢となり耕作ができなくなっており、10年以上前から譲り受け人と共同で耕作をしていることから贈与をしたいとのこと。譲り受け人は、以前から後継者として共同で耕作をしており、譲り渡し人の申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、神納字卒土田です。現地を確認したところ、現地は田で、水稻が作付されておりました。

総会資料3ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては一部非耕作地があるとのこと。その農地は、水利がなく、耕作ができない水田のため、自己保全管理しているとのこと。そのほかの農地については全て耕作しているとのこと。

農機具等については、耕運機と農用車を所有しています。田は、その他の不足している機械については、神納に在住する親戚から田植機、コンバイン、トラクターを借用して耕作し、もみすり乾燥については同じくその親戚に作業委託しているとのこと。このことから、耕作に必要な機械はそろっているものと思われ。ます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で660日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が91アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人はもともと神納地区の農業者であるため、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当委員の意見及び現地調査の報告

を求めますが、今回は同一世帯内贈与の申請になりますので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○2番（石渡正明君） 2番の石渡です。質疑ではありませんが、前回石塚委員からご質問があったことについて、若干補足させていただきます。

確か同じ神納字卒土田だったと思いますけれども、贈与もしくは譲渡についてのご指摘があったと思います。それについて、私の説明に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

まず、移転の仕方ですが、贈与と譲渡2つの方法があると思います。どちらのほうがいいかという話ですけれども、この卒土田の田の固定資産税評価額を袖ヶ浦市役所に問い合わせたところ、個人情報ということで聞くことができませんでした。しかしながら、近傍の田の価格を教えていただきまして、その1平方メートル当たりの価格に1,021平方メートル掛けましたところ、それが贈与税の基礎控除といわれる110万円以下であったということで、恐らく贈与のほうが税負担が少ないものと推測をしています。

譲渡ですと、時価で売買をしなければならないということになりますので、固定資産税評価額というものを0.7で割り戻した金額が時価ということになりますから、その金額を譲渡価格とした場合に、原価が譲渡価格の5%ということで、差額の95%に対して所得税、住民税がかかるということで、譲渡価格の19%税負担が生ずることになり、取引しづらいということになります。税負担の見地からも贈与のほうが取引しやすいのではないかとということで、改めてお答えをさせていただきます。

○議長（地引正和君） ありがとうございます。

ほかに質疑は。

どうぞ、有原さん。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。今のことで、使用貸借はできないのですか、贈与ではなくて。そういうやり方も何とかありますか。

○議長（地引正和君） 高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。使用貸借ということも申請はすることはできるのですが、贈与ですと所有権のほうに移転しますけれども、使用貸借だったら無償で所有者はそのまま貸し借りをずっと行っていくという形になります。相続等で所有権を移転されるという形になりますが、今回のケースは贈与で申請をしたいという形です。できなくはないです。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成29年6月16日付で提出がありました。内容は、神納在住の個人が同一世帯内の父親から贈与により農地の所有権を移転しようとする案件です。譲り渡し人は、高齢となり耕作ができなくなってきており、10年以上前から譲り受け人と共同で耕作をしていることから、贈与をしたいとのことです。譲り受け人は、以前から後継者として共同で耕作しており、譲り渡し人の申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページ及び2ページの位置図をごらんください。場所は、神納字卒土田及び飯富字カマ田です。現地を確認したところ、現地は全て田で、水稻が作付けされておりました。

総会資料3ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては一部非耕作地があるとのことです。その農地は、水利がなく、耕作ができない水田のため、自己保全管理しているとのことです。そのほかの農地については、全て耕作しているとのことです。

農機具等については、耕運機と農用車を所有しています。田は、その他の不足している機械については、神納に在住する親戚から田植機、コンバイン、トラクターを借用して耕作し、もみすり乾燥については同じくその親戚に作業委託しているとのことです。このことから、耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で660日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が91アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人はもともと神納地区の農業者であるため、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、先ほどと同じく同一世帯内贈与の申請となりますので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○16番（石塚康夫君） 16番、石塚です。基本的なことなのですが、第1号の1の1、それから2の1、同一世帯で夫婦ですよ。夫婦で、今回の場合には同一世帯で91.9アール経営をしているという判断でしょうけれども、基本的に同一世帯の場合は新規就農とか、そういう形でやるようになっていないので、だから要件には抵触していないということでしょうか。

○議長（地引正和君） 事務局。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。所有農地を世帯の耕作面積で見ますので、世帯で50アール要件を満たした方で新規就農するということであると、新規就農というより、親元就農というような形で就農されるという形になっております。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○16番（石塚康夫君） ということは、同一世帯であれば、法律上の所有権どうのこうのではなく、同一世帯で所有しているということによろしいのですか。同一世帯で受け入れるというのは、所有権は例えば本人か世帯主ということがあるわけですよ。ところが、奥さんは多分法律上の所有権がないわけですよ。それと、同一世帯であれば一緒とみなして、それぞれ可能だということですね。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。石塚委員さんのおっしゃったとおり、そのとおりでございます。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号3についてご説明いたします。

議案の3ページをごらんください。本件は、平成29年6月19日付で申請書の提出がありました。申請内容は、坂戸市場在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、譲り受け人の兄になります。相続で農地を取得してから耕作をしてきましたが、労働力不足になり耕作が困難となったため、弟に売買の申し出をしたとのこと。譲り受け人は、譲り渡し人の弟になります。耕作面積を拡張し、経営の向上を図りたいと考えていたことから、兄の申し出を受けるとのことです。

総会資料4ページの位置図をごらんください。場所は、坂戸市場字見岳です。現地を確認したところ、現地は水田として耕作されておりました。

総会資料5ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具等については、トラクターや耕運機、農用車を所有していますが、田植機、コンバインは地元の担い手に借りて耕作しており、もみすり乾燥も同じく地元の担い手に作業委託しているとのこと。このことから、耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で240日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が111アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと坂戸市場地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと。です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当委員及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の3については私が申請地担当委員及び権利者住所地担当委員となりますので、この場より私から意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

6月26日朝10時より譲り受け人本人と現地確認及び今事務局のほうから言われた農家要件を見ました。そして、言われるように、現地はきれいに苗が植えてあります。そういうことで、意見はございませんので、よろしくご審議のほどお願いたします。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4を議題といたしますが、委員の親戚にかかわる案件でありますので、農業委員法第31条の規定により議事参加できませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

1番、保坂正雄委員。

〔1番 保坂正雄委員退席〕

○議長（地引正和君） それでは、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号4についてご説明いたします。

議案の3ページをごらんください。本件は、平成29年6月19日付で申請書の提出がありました。申請内容は、大曾根在住の個人が同じく大曾根在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、売買代金を生計の資本として利用したいとの希望があり、譲り受け人に農地の売買の申し出をしたとのことです。譲り受け人は、農業経営拡大の意向があったため、譲り渡し人の申し出を受けるとのことです。

総会資料6ページの位置図をごらんください。場所は、大曾根字後畑です。現地を確認したところ、現地は畑として耕作されておりました。

総会資料7ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや田植機を所有し、コンバインについても農家台帳に記載はありませんでしたが、所有していることは確認できました。もみすり乾燥については、地元の大曾根地区の担い手に作業委託しているとのことです。このことから、耕作に必要な機械はそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で280日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件におきましては、耕作している面積が99アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと大曾根地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

本来は1番、保坂正雄委員が担当ですが、議事参与できないため、代理で11番、山口武夫委員からの報告をしていただきます。

11番、山口武夫委員。

○11番（山口武夫君） 11番、山口です。6月27日1時に申請人と現地確認をいたしました。現地は耕作されており、きれいな状態で特に問題はありませんでした。農機具、耕作面積については、事務局が言われたとおりです。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどひとつよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

〔1番 保坂正雄委員着席〕

○議長（地引正和君） 次に、議案第1号の5について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号5についてご説明いたします。

議案の3ページをごらんください。本件は、平成29年6月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、上泉在住の個人が同じく上泉在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、後継者もいなく高齢となり、労働力不足により農地が管理できなくなってきたため、譲り受け人に農地の売買の申し出をしたとのことです。譲り受け人は、農業経営規模の拡大を考

えており、自宅に近く耕作上便利であることから、その申し出を受けるとのことです。

総会資料8ページの位置図をごらんください。場所は、上泉字根連です。現地を確認したところ、現地は水田として耕作されておりました。

総会資料9ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。農機具については、トラクターや田植機、コンバインに耕運機、管理機等を所有しているとのことです。現在では田んぼで水稻は作付しておらず、全て畑作物を作付していることから、耕作に必要な機械はそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で920日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が84アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと上泉地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと

です。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願

いいたします。
○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求め

ます。
3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 切替です。きのうの午後現地確認に行きました。そうしたら、現地の隣の畑に申請人がいたので、直接話を聞きまして、現地は自然にきれいになっていましたし、本人もしっかり農業やっています。問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願

いいたします。
○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の5について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。
議案第2号の1について事務局の説明を求めます。
齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第2号の整理番号1について説明いたします。
議案4ページをごらんください。本件は、市内在住の所有者が自ら車庫用地として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については平成29年6月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料10ページの位置図をごらんください。申請地は、平岡小学校の北東側約1,100メートル、県道南総昭和線沿いに位置し、住宅と山林が混在する第2種農地と判断されます。

今回の転用についてですが、この後の議案第3号整理番号3に議案となっておりますけれども、申請地の隣接地を農家分家として計画するに当たり、土地の分筆作業をしていたところ、申請地に母屋となる申請者宅のカーポートがはみ出していることが判明し、許可の追認とはなってしまいますが、始末書を付して今回申請があったものでございます。

当該地の具体的な利用につきましては、総会資料11ページに土地の利用計画図を添付しております。

また、総会資料12ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。6月22日午前9時、現地で代理人の建築士と落ち合いまして確認しましたら、この写真のとおりで、実際にもうカーポートができていた状態でした。しようがないと思いますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第3号の1についてを議題といたしますが、議案第3号の1ないし議案第3号の2について関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第3号の整理番号1及び2についてご説明いたします。

議案5ページをごらんください。整理番号1については、市内在住の個人が同地区在住の親族から申請を使用貸借により借り受けし、住宅用地として、また整理番号2については市外在住の個人から申請地を所有権移転し、住宅地への進入路として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については平成29年6月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料13ページの位置図をごらんください。申請地は、JR長浦駅の南東側約1,800メートル、久保田保育所付近に位置し、市街化区域に近接され、農地と住宅の混在する中にあることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料14ページのとおりであり、木造平家建ての専用住宅及び進入路を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水雑排水は合併浄化槽により処理後、市道内の側溝へ放流し、また雨水については宅地内にて抑制後オーバーフロー分を宅地最終雨水ますにより、市道内の側溝へ放流する計画となっております。

総会資料15ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、中川喜一郎委員。

○12番（中川喜一郎君） 12番、中川です。説明いたします。

〇〇〇氏の農地転用に際しての現地確認を29年6月27日14時20分から現地において行いました。市内上久保田の〇〇〇氏所有の農地、〇〇〇事務所の〇〇〇氏を伴って現場説明を受けました。場所としては、上久保田の〇〇〇があるのですが、それから七、八十メートル右側に上久保田の〇〇〇があります。その手前を横切ってこのうちは地図、15ページにあります空き地があるのですが、そこに娘夫婦、だから娘さんとお子さんが1人いらっしゃるのですが、今親と同居して、こちらはまだ1歳未満ですが、将来を見越して、お子さんが見えてございますので、そちらに親に建てていただいて住みたいと、そういうことをおっしゃっていました。ただ、先ほどご説明ありましたが、上久保田の〇〇〇の前、ちょっと入り口が手狭になっていますが、これは若干の補修すれば通常の道路と同じようなことになるかと思えます。現地では特に問題はないような感じがいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○2番（石渡正明君） 2番、石渡です。これ5条申請ですよ。議案の権利内容のところは所有権移転という記載がありますけれども、3条申請のところの権利内容では贈与あるいは売買という記載がありまして、所有権移転というのは恐らく贈与もしくは売買になるのですが、5条申請に関しては所有権移転という記載であって、特に贈与とか売買というのは問わないのですか。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。今回については、親族ということで所有権移転というのが権利内容として申請が出ておりまして、内容は贈与です。

○2番（石渡正明君） 要は3条と5条でなぜ表現が違うのか。農地転用の場合は売買とか贈与とかは関係ないということではないのでしょうか。

○事務局長（菊池 博君） 権利の移動の表現は違いますが、所有権移転の方は贈与または売買となり、3条であれば贈与とかになりますけれども、ちょっとお時間をいただきたい。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の3について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案6ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が在住の親族から申請地を使用貸借により借り受けし、住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については平成29年6月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料16ページの位置図をごらんください。申請地は、議案第2号整理番号1と同様に、平岡小学校の北東側約1,100メートル、県道南総昭和線沿いに位置した住宅と山林が混在する第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料17ページのとおりであり、農家分家として木造2階建て専用住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水雑排水は既設の農業集落排水へ接続し、また雨水については敷地内浸透式の雨水ますを設けて処理する計画となっております。

総会資料18ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。先ほどの議案と同じことなのですけれども、6月22日、代理人の建築士と現地を確認しました。先ほどのカーポートの隣なのですけれども、現地は芝生みたいな草みたいなきれいになっていました。農家分家でしたら問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の3については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の4について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第3号の整理番号4についてご説明いたします。

議案7ページをごらんください。本件は、市内の法人が市外在住の所有者から申請地の農地を買い取り、戸建て住宅4棟を建築し、建て売り分譲をしようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については平成29年6月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料19ページの位置図をごらんください。申請地は、JR横田駅の北側約500メートル、県道長浦上総線沿いに位置し、農地と住宅の混在する中にあることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料20ページのとおりであり、木造2階建て4棟の戸建て住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水雑排水は県道内の集落排水設備に接続して処理し、雨水については各戸に雨水浸透施設を設置してオーバーフロー分を既設の側溝に放流する計画となっております。

総会資料21ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、若林豊委員。

○8番（若林 豊君） 8番、若林です。現地調査を6月28日10時半から私と石塚委員、それと今回申請人の株式会社〇〇〇の担当者3人で現地を見ました。現地は、今事務局から話したとおり、横田駅北側になりますけれども、もう既に周りに分譲住宅が建っており、ちょうどその間に挟まれている土地でございまして、数十年来何も建っていないで荒れているような土地でございます。ですから、年2回ぐらい持ち主が草刈りということをやっているようです。ですから、今回の申請は、4棟の住宅ができるということで、周りの住民たちも、今までは草が結構生えていたのですけれども、住宅になるということで申請人の方がある程度説明しに行ったときには結構承諾が早かったということでございますので、この申請については私は非常によかったと、問題ないだろうというふうに考えますけれども、皆様のご審議お願いしたいと思います。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した16番、石塚康夫委員から補足説明があればお願いいたします。

○16番（石塚康夫君） 16番、石塚です。詳細については、今若林委員のほうからあったとおりでございます。県道長浦上総線と書いてありますけれども、周りが住宅内の農地というような感じでございますので、特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（地引正和君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第3号の4について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の4については許可相当と決定いたします。

1時間たちましたので、暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○議長（地引正和君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの石渡さんの質疑について、事務局でわかりましたので、説明いたします。
齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。先ほど石渡委員さんからご指摘ありました議案の中の権利内容という形で、3条と5条で書き方が違うということでしたが、今後5条について、例えば売買や贈与ですとか、権利内容を具体的に書いていくよう改めていきます。

○議長（地引正和君） そういうことでございますので。

◎議案第4号 買受適格証明書発行の件

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 買受適格証明書発行の件を議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第4号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の8ページをごらんください。本件は、平成29年6月21日付で申請書の提出がありました。本件は、東京国税局が実施する公売に参加するために必要な買受適格証明書の発行に係る案件です。公売の入札期間は、平成29年8月7日から平成29年8月14日となっております。

総会資料22ページに位置図、23ページから24ページに公売財産の明細を添付しておりますので、ごらんください。

場所は、袖ヶ浦市川原井字影山の式です。現地は畑で、牧草が植えられて耕作されておりました。

本件は、公売で落札ができた場合に、農地を取得することになりますので、農地法第3条の許可申請についても許可相当であるかあわせてご審議をしていただきます。

農地法第3条の申請内容についてご説明いたします。譲り受け人は、〇〇〇市に在住し、兼業農家をしており、水稻を主体に耕作をしています。兼業の仕事は、建設会社をしているとのこと。今回の公売により農地を取得する目的は、通作ができる距離であり、日当たりもよく土質もよいため、果樹園をしたいとのこと。果樹は、栗を予定しているとのこと。

次に、総会資料25ページをごらんください。譲り受け人は、市外在住者なので、〇〇〇市農業委員会で取得した農業経営実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては本日追加でお配りした資料をごらんください。右上に議案第4号資料と書いたものです。こちらの資料は、農地法第3条の許可申請書に添付されている書類になります。この資料などをもとに全部効率利用要件の確認を行っています。非耕作地が15筆あり、ぬかるみ地とされているのが11筆、そのほかに残土が盛り土になって山になっているや埋め立て土砂が耕作に不適、U字溝などコンクリート製品の残骸が散乱しているという理由で耕作されていない農地が4筆あるとのこと。

農機具等については、トラクターと農用車、乗用草刈り機等を所有しております。実態証明の農機具には田植機、コンバインの記載がありますが、現在は〇〇〇市在住の親戚から借用し、耕作をしているとのこと。また、もみすり乾燥についても同じく親戚に作業委託しているとのこと。このことから、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われま。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で260日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、所有している農地面積が307アールあり、非耕作地が75アールあるため、差し引いて耕作農地面積が232アールとなり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作するとのこと。

説明は以上となります。今回の案件は、全部効率利用要件に非耕作地があり、その理由がわかるように資料を配付させていただきました。慎重にご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番の関根です。6月20日午前10時30分に譲り受け人の代理人、〇〇〇さんと現地で落ち合いまして、農家要件の確認と現地の状況を確認しましたので、ご報告いたします。

譲り受け人は、事務局説明のとおり〇〇〇市在住で、兼業農家、農業と建設業をしていると言われました。今回は、先ほど事務局ご説明のとおり東京国税局の公売に参加するために必要な買受適格証明書を交付してもらうために申請をしたということでございます。農業は、水稻を中心にやっているということで、住まいは〇〇〇市、いわゆる通作できる距離なので、大丈夫だと言っていました。現場は、見ましたけれども、日当たり、いわゆる日陰もなし、一番いい一等地というような農地なので、果樹を植えてもいいものができるのではないかなど、このように思いました。農家要件につきましては、事務局が今説明したように農機具、それから従事日数、下限耕作面積、地域との調和要件は満たしております。ただ、追加の資料にありましたとおり、全部の農地を耕作しているかの要件については、ちょっと疑問に思いました。議案第4号の資料を見てもらっていいでしょうか。このぬかるみ地といいます、難しいですけれども。やはりどぶ田、ぬかるみ地、機械が潜ることがあるので、耕作できない。これは、仕方がないということですが、公売で他の物件と絡んではいけないという物件を一緒に買ってしまおうというのが耕作できない農地があるというのはちょっとこういうところがかかってしまっているのはどうかということで、一時公売財産についてはあらかじめその現況や関係する農機具などで確認するよう注意事項が示してあります。そして、何よりも公売で農地を買う場合なら、持ってきて買うわけでありまして、公売で農地を取得したからにはきちんと耕作をする必要がある、していただきたいというのが農業委員会の希望であります。仮に耕作に適していない農地があった場合は、耕作できるように、また農地改良する、あるいはきれいに清掃するというような努力、あるいは誠意を見せていただきたいというのが私の考えです。

ちょっと長くなりましたが、私からは現時点では必要な農家要件は満たしていませんが、この資料の何項目かありますが、もう少し慎重に扱っていただいて、まだ公売の期日がございますので、運営委員会を開催していただき、その中でもう一度詳細かつ慎重な議論をいただきまして、その結果を次の総会で報告していただいた上でということで、この状況の理由とか、どぶ田の関係を継続審議としていただきたいと思いますが、皆さんの慎重なるご審議よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたしますが、その前に事務局長のほうからお願いします。

○事務局長（菊池 博君） まず、質疑の前に、ただいま関根委員さんのほうから継続審議というようなお言葉がありました。それについて若干説明させていただきます。

継続審議というのは、申請人からの事務局での聞き取り、現地調査だけではちょっと内容審査が不十分であって、運営委員会等改めて開催し、詳しくその場で確認、審議をいただいて、慎重にやると

というような趣旨で、そのほうがよいという場合に行うものでございまして、運営委員会の審議を経た後に次回の総会でまた結論を出すと、こういうふうな形で継続審議ということでございます。その内容についてちょっと説明させていただきました。

以上です。

○議長（地引正和君） 小泉君。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。事務局に質問したいのですけれども、改めてのということになりますけれども、継続審議とした場合に、来月の総会で結論を出しても公売には間に合うのでしょうか。お願いします。

○議長（地引正和君） 事務局。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。今回の公売は、入札期間が8月7日から8月14日となっています。よって、次回の総会が8月7日になりますので、その後に許可証の発行をしますので、間に合う計算になっています。

○議長（地引正和君） そのほか質疑はございませんか。
どうぞ。

○9番（渡邊美代子君） 9番、渡邊です。地図の中で、この道路というのは、どこのものなのですか。道の半分が対象になっているのですか。

○議長（地引正和君） 高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。こちらの総会資料の24ページの今回農地として対象のところは〇〇〇という番号が書いてあるところなのですが、実はその〇〇〇というところの農地でない物件も同じ公売のほうで今回同じく申請があるところなので、この資料のほうには載ってしまっているのですが、農地以外のものでしたので、今回農業委員会で係る案件は農地部分だけということで、このような形で紙面はつくってもらいました。

○議長（地引正和君） 渡邊委員。

○9番（渡邊美代子君） 〇〇〇というところに共有で西から入ってきますよね。そのところというのは、もしこの方が買われたときに、機械とか車とかというのは入っていけるような道なのでしょうか。

○事務局（高品吉朗君） その〇〇〇というのが実は宅地になっておりまして、同時に購入するような公売物件という形になっております。

○9番（渡邊美代子君） 一緒にということですか。

○事務局（高品吉朗君） 一緒に。

○事務局長（菊池 博君） 補足させていただきますけれども、以前にやはり公売物件でご審議いただいたと思いますが、周りが農地で真ん中に宅地、宅地も農地もあわせて公売という形の事例があったかと思いますが。そのような形で、公売の場合は農地といろんな地目がダブって対象になりますけれども

も、農業委員会のこの適格証明の対象は農地の部分で審議いただくという形となっております。

○議長（地引正和君） いいですか、渡邊さん。

○9番（渡邊美代子君） はい、わかりました。

○議長（地引正和君） ほかに。

どうぞ。

○6番（注連野千佳代君） 6番の注連野です。関根委員に伺いたいのですが、ここの今の案件の周りの6というのは今現在もよく耕作されているようなところなのでしょうか。

○議長（地引正和君） 関根さん。

○15番（関根芳夫君） ○○○かな。

○6番（注連野千佳代君） そうですね、○○○。

○15番（関根芳夫君） では、図面の24には道の関係がありました、地図で。この○○○と○○○と○○○、これは市原市の方が前回やっぱりこの地主さんが転売しまして現在スイカとか大根とか、現在はうなってきれいにしてあります。それで、○○○、○○○、これは宅地で、○○○のほうは○○○ですか、○○○まで、この方は酪農屋さんで、牧草畑、牧草をつくって、この地図はこんな広いのですけれども、これも一緒に今現在牧草をつくってあります、きれいに。いつでもローターにかければ刈り入れ後野菜つくれるような、そういう状況です。年中大型トラクターでうなっています。現在は牧草がこのくらい、これからサイレージに詰めるとか、いろいろあるのですが、きれいにしてあります。

以上です。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございますか。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。先ほど関根委員さんから提案のありました継続審議ですけれども、私も賛成でございまして、運営委員会を開いていただいて慎重に審議をいただければと思っております。

○議長（地引正和君） そのほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第4号については、買受適格証明書発行の件であり、証明書の交付並びに附帯決議として執行機関、これは東京国税局において落札した場合は農地法第3条許可指令書を交付することになります。担当地区委員の意見及び討論の中で、継続審査として運営委員会を開き、申請人の意見などを聞いて

た上で判断してはどうかとの意見がありました。

つきましては、初めに議案第4号について意見のとおり継続審議について採決をいたします。

議案第4号について継続審議とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については継続審議とすることと決定いたします。

次回運営委員会を開き、申請人からの意見などを聞いた上で総会に諮り、審議することといたします。

◎議案第5号 平成29年度第3次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（地引正和君） 次に、議案第5号 平成29年度第3次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第5号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第5号についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

今回の申請は、利用権設定が7件あり、そのうち3件は農地中間管理事業による利用権設定です。また、所有権移転が1件となっております。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の10ページをごらんください。まず、農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方は5人です。面積は218.89アールとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから7ページの農用地利用集積計画各筆明細書の記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

再び10ページをごらんください。今回の利用権設定を受ける方の申請面積等が記載されておりますので、ご説明させていただきます。

各筆明細整理番号29—6—1の申請面積は18.95アールで再設定です。

同じく29—6—2の申請面積は9.91アールで新規設定です。

同じく29—6—3の申請面積は20.42アールで更新です。

同じく29—6—4の申請面積は20.42アールで更新です。

最後に、各筆明細整理番号29—6—5及び6及び7は、3件申請があり、申請面積はそれぞれ35.32アール、103.8アール、10.07アールで全て新規設定です。

次に、13ページをごらんください。農業経営基盤強化促進法により所有権移転をされる方は1人で

す。面積は20.42アールとなっております。所有権設定の詳細内容につきましては、11ページの農用地利用集積計画各筆明細書記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

再び13ページをごらんください。今回の所有権設定を受ける方の申請面積等が記載されておりますので、ご説明させていただきます。

各筆明細整理番号29—6—8は、申請面積が20.42アールで売買による所有権移転でございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 平成29年度第2次農用地利用集積配分計画（案）に対する意見について

○議長（地引正和君） 次に、議案第6号 平成29年度第2次農用地利用集積配分計画（案）についてを議題といたします。

議案第6号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、篠原君。

○農業振興課主査（篠原太郎君） 農林振興課、篠原でございます。議案第6号 農用地利用配分計画（案）の承認について説明のほうをさせていただきます。

本議案につきましては、農地中間管理機構であります公益社団法人千葉県園芸協会を通して農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により皆様のご意見を伺うものでございます。今回は、配分計画案が1件となっております。

まず、2ページ及び3ページをごらんください。農地の借り受け者は、〇〇〇の株式会社〇〇〇代

表取締役、〇〇〇さんです。借り受ける農地は、飯富地先19筆で、合計14,919平方メートルとなっております。

先ほど議案第5号の中で説明のありました農用地利用集積計画書（案）に記載している整理番号29—6—5から29—6—7の農地を千葉県園芸協会から借り受け者であります株式会社〇〇〇に貸し付けるものでございます。

借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、5ページ、6ページのとおりとなっております。

7ページにつきましては、借り受け者の現状及び事業計画の情報となっております。

以上で配分計画(案)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第6号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案9ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は平成29年5月1日から平成29年5月31日まででこの1件です。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。

議案10ページから13ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書

の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は平成29年5月1日から平成29年5月31日までで14件です。

最後になりますが、協議報告第3号についてご報告いたします。

議案14ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成29年5月1日から平成29年5月31日まででこの1件です。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局等から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第15回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後4時28分 閉会